

「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組概要

| 担当府省名 | | 総務省 | | | |
|--|---|---|---|---|--|
| 番号/テーマ | | B4 | 分野名:地域主権型の地方税財政の在り方 | | |
| 提言 | | <p>①国と地方の財政の関係性については、地方が自己決定・自己責任で事務を行いその財源は地方が課税自主権を発揮して地方税を中心に自主的・自立的に調達すべき、地方交付税の国への過度の依存を絶つべき、一般会計での加算を即時廃止すべき、地方交付税の総額を抑制すべき、国と地方の関係の中で公共支出に係る責任関係を明確にすべき、補助金の一括交付金化(ただし全体として減額)を促進すべき、思い切って地方に任せるべきといった意見が多数あり、当ワーキンググループとして、国への依存・国による支配から脱却し、地方の一層の自立を可能とするような仕組みとすべきということを提言する。</p> <p>②また、地方の税収確保策については、まずは個人住民税や固定資産税の増税で自立を図っていくべき、住民(居住者)課税を中心に個々に課税自主権を行使すべき、地方消費税は地方で負担していることを明確化する意味でも分離すべき、地方税法の項目についてポジティブリストの現状からネガティブリスト(原則選択自由だが地方が課税できない項目のみを記載)へ改革すべき、超過課税という用語は用いるべきではないといった意見が多数あった。このため、地方税における課税自主権を充実・強化し、課税自主権の発揮できる地方税目を充実させるべき、また、国の付加税からの分離を検討すべきということを当ワーキンググループの提言とする。</p> <p>③地方交付税制度の在り方については、地方財政計画は住民への説明をわかりやすくできるよう合理化・適正化すべき、地方財政計画の歳入歳出ギャップを埋める際の補てん上限を設けるべき、基準財政需要額での包括算定経費の割合を拡大させていくべき、歳出特別枠による地方単独事業の肥大化が問題であり廃止すべき、地方財政計画における給与関係経費を圧縮すべき、財政調整機能と財源保障機能を分化して地方交付税は財政調整機能(税収格差是正)に特化するべき、不交付団体を含めた財政調整として地方税として徴収した税収を地方自治体間で調整する方式を検討する必要がある、といった意見が多数あった。したがって、地方財政計画の抜本的見直しを進めつつ、地方交付税算定の簡素化・透明化等の見直しを進めるべき、さらに、国が関与しない財政調整の仕組みを検討すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。</p> <p>地方の一層の自立に向けて、上述の具体的意見に沿った対応を求めたい。</p> | | | |
| 個別項目 | 検討状況 | | 実施スケジュール | 既に実施済/達成した事項 | 詳細資料 |
| | 検討方法 | 検討の方向性 | | | |
| ① 国と地方の財政の関係性については、国への依存・国による支配から脱却し、地方の一層の自立を可能とするような仕組みとする。 | | 地方の一層の自立を可能とするような地域主権型の地方税財政のあり方について、以下の方向性に沿って、更に検討を深める。 | 地方の一層の自立を可能とするような地域主権型の地方税財政のあり方について、以下のような取組を行う。 | 地方団体の自主性・自立性を高める観点から、以下のとおり見直しを実施しているところ。 | ○平成24年度の地方財政計画のポイント ○平成24年度の地方財政計画の概要 ○地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html |
| ② 地方の税収確保策については、課税自主権を充実・強化し、課税自主権の発揮できる地方税目を充実させるとともに、国税との関係についても検討すべき。 | 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会(座長: 碓井光明治大学大学院法務研究科教授)等において検討。 | ○ 地域主権の実現に向けて国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組む。 ○ 税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する。 | ○ 「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する地方税制度改革については、引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施する。 ○ 社会保障・税一体改革において、地方消費税の充実等により地方税財源を充実確保 | ○ 地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」)を導入し、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにしている。 平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにしている。 ○ 社会保障・税一体改革に際しては、政府税制調査会や社会保障・税一体改革作業チームの議論を経て、現行の地方消費税の基本的な仕組みについては、維持することとされたところ。 | ○地方財政関係資料 |

| 個別項目 | 検討状況 | | 実施スケジュール | 既に実施済/達成した事項 | 詳細資料 |
|--|---------------------|---|--|---|------|
| | 検討方法 | 検討の方向性 | | | |
| ③ 地方交付税制度については、地方財政計画の策定、個別団体についての算定方法、国の関与のあり方等について、地方の自立の確保の観点から更なる見直しを検討する。 | 毎年度の地方財政への対応において検討。 | 地方公共団体の厳しい財政状況や地方の疲弊が深刻化していることにかんがみ、地方交付税について、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の適切な確保を図りつつ、地方財政計画の策定、個別団体についての算定方法等のあり方について検討する。 | 平成24年度以降においても、引き続き、地方財政計画の合理化・適正化に向けた取組や地方交付税算定の簡素化・透明化の取組を実施。 | 「平成24年度の地方財政への対応」における取組み ① 「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」について、概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を含めて1兆4,950億円を計上。 併せて、普通交付税の算定においても、歳出特別枠に対応した臨時費目(単位費用)である「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合し、「地域経済・雇用対策費」(仮称)として一本化。 ② 歳出の計上において、経費全般について徹底した節減合理化に努めることとし、人事委員会勧告(▲0.2%)による改定や定員の純減(▲0.6%)等に伴う給与関係経費の減(▲2,934億円)や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減(▲1,633億円)などを適切に反映。 ③ 必要な地方一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減(▲260億円)するとともに、平成23年度から新たな償還計画を作成した上で償還を開始している交付税特別会計借入金について1,000億円を規定どおり償還することとし、地方長期債務残高を抑制。 【参考】 (1) 「平成23年度の地方財政への対応」における取組み ① 特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行(㉖6%→5%、㉗5%→4%)。 ※ 災害対応に必要な財源を確保する観点から、国会修正により政府案(㉖6%→5%、㉗5%→4%)の引下げ時期を3年間延長。 ② 交付税特別会計借入金について、平成23年度から平成62年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的かつ着実な償還を実施。(㉘1,000億円) ③ 一般行政経費(単独)における追加財政需要額について、近年の地方団体における活用状況や一般会計の予備費との権衡等を勘案し、1,000億円減額し、4,700億円を計上。 (2)平成22年度以前の取組 ① 人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費(新型交付税)を導入(㉙～)。これによる算定項目の統合により「個別算定経費(従来型)」の項目数を3割減(㉚95→㉛68) ② 補正係数を以下のとおり削減 ・都道府県分 ㉜146→㉜72 ・市町村分 ㉝169→㉞141 事業費補正について、基本的に、全国的偏在のある事業等を除き、平成22年度新規事業分から廃止 ③ 留保財源率について、都道府県分につき5%引上げ(20%→25%)(平成15年度) | |